

「JA ネットバンク利用規定」新旧対照表

(改正後)	(改正前)
(本 文) 第1条 「JA ネットバンク」 「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや<u>スマートフォン</u>など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 第2条 (省略) 第3条 利用申込み 1. ～2. (省略)	(本 文) 第1条 「JA ネットバンク」 「JA ネットバンク」(以下、「本サービス」といいます)は、パソコンや<u>携帯電話</u>など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy (ペイジー)」(以下「払込」といいます)を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当会所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申し込みを行い、かつ当会が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。 契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。 第2条 (省略) 第3条 利用申込み 1. ～2. (省略)

(改正後)	(改正前)
3. 本サービスの申し込みに対する当会の手続完了後、必要事項を記載した「J A ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「J A ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や<u>同封の資料</u>等に基づき、当会所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。 第4条～第29条（省略） (2020年 <u>11</u>月 <u>16</u>日現在)	3. 本サービスの申し込みに対する当会の手続完了後、必要事項を記載した「J A ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「J A ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や<u>「操作手引き」</u>等に基づき、当会所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。 第4条～第29条（省略） (2020年 <u>7</u>月 <u>20</u>日現在)